

競合他社との会合：すべきこと、してはいけないこと

競合他社との会議や話し合いの最中は、競争法に抵触しがちです。競合会社との会議がある時は、事業者団体の会議、REACHコンソーシアムの会議、またたとえ一対一やグループの社交の集まりであっても、注意が必要です。

すべきこと

- ✓ 合意された協議事項の回覧
- ✓ 話し合いの詳細な記録の保存
- ✓ 競争法に触れる恐れがあると感じた場合、即座に競合他社との話し合い中止する。
必要があれば会議の場から退出し、自分の反対、退出の理由が当該会議の議事録に含まれることを確認する
- ✓ 以下のような場合には、直ちに社内の法務部や外部の弁護士に連絡する：
 - 自分あるいは社内の他の誰かが競争法に触れたと懸念される場合あるいは
 - 商業的機密性の高い話題（例：現在または将来の価格、コスト、マーケティングおよび販売計画）が競合他社によって出された、あるいは競合他社と話し合われた時
- ✓ 事業者団体やコンソーシアムの会議への参加は競争法適用から保護される対象ではないこと、また反競争的な話し合いの場に単に居合わせること自体が違反に関与する十分な条件であることを理解する
- ✓ 会議で受領あるいは交換された文書、記録またはデータで、何らかの調査や訴訟に関連している可能性のあるものは、そのすべてを保管する
- ✓ 関係するすべての社員にコンプライアンス（法令順守）トレーニングを確実に行う

してはいけないこと

- ✗ 現行あるいは予定価格、事業計画、生産能力、コスト、収益、マーケティング活動など、商業的機密性の高い話題について話し合いや情報交換を行うこと
- ✗ ある一定の水準または一般的な範囲内での価格設定に合意すること、最低価格または価格変動の時期について合意すること、地理または顧客タイプによって市場を分割する話し合いをすること、またはボイコットへの合意あるいはサプライヤーや顧客、競合他社に対しより厳しい条件を課すことに合意すること
- ✗ 他社が過去にそれを行ったことがある、またはそれが業界の標準であることからある一定の慣行または行動が合法であるとみなすこと
- ✗ 会議で、貴社の市場競争力の強さを誇張するような言葉（例：「支配」「独占」など）、あるいは競争相手に談合や違法行為をほのめかす言葉（例「読み終えたら破棄してください」など）を使用すること
- ✗ 競争法違反の懸念が持たれる行為の継続、あるいはその隠蔽を試みること